

耕作するための農地の権利取得 - 基本ルール -

共通要件

1 農地のすべてを効率的に利用すること

機械の所有状況、労働力、技術、通作距離等の要素を総合的に勘案し、すべての農地を効率的に利用できる適切な農業経営を計画していること

2 周辺の農地利用に支障がないこと

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの、周辺の農地利用に支障となるような行為をしないこと



所有したい



借りたい

個人

3 必要な農作業に常時従事すること

法人（農地所有適格法人に限る）

3 法人形態

株式会社（公開会社でないもの）、
農事組合法人、合名・合資・合同会社

4 事業内容

売上高の過半が農業
（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）

＊関連事業

農畜産物の製造・加工

農畜産物の貯蔵、運搬、販売

農業生産に必要な資材の製造

農家民宿等

5 議決権

農業関係者が総議決権の過半を占めること

6 役員

- ・ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること（原則年間 150 日以上）
- ・ 役員又は重要な使用人の 1 人以上が農作業に従事すること（原則年間 60 日以上）

個人又は法人

a 貸借契約に解除条件が付されていること
（農地を適切に利用しない場合に契約を解除することが条件）

b 地域における適切な役割分担のもとに
農業を行うこと
（集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など）

法人

c 業務執行役員又は重要な使用人が 1 人以上農業に常時従事すること
（農作業に限らず、マーケティング等経営や企画に関する者であっても可）

こんな時は権利の取得を認められません。

- ・ 自ら耕作しない農地の取得
- ・ 将来耕作することを見込んでの農地の取得
- ・ 効率的利用ができない遠方の農地の取得

※この条件で借りることも可能

耕作目的で農地の権利を取得するには、農業委員会の許可（農地法第3条）を受ける方法と、農地中間管理機構が仲介する利用権設定の方法があります。

有償の貸し借り （賃貸借）について比較

	農業委員会の許可 （農地法第3条）	農地中間管理機構が仲介 （利用権設定）
対象地域	市内全域	市街化区域を除く全域
貸借期間	最長50年	3年・6年・10年
年間の申請受付	年12回の総会で審議、議決 ※随時受付	年4回の総会で審議、議決 ※受付期間は下段参照
申請人	①貸し手と借り手の双方 連署 ②相続未登記の農地は、 法定相続人全員が貸し手 ③共有地の場合は、共有者 全員が貸し手	①②同左 ③共有地の場合は、共有者 全員が貸し手。ただし、 共有持分の1/2超の同 意があれば設定可能
契約期間満了時	両者による解約の合意がない限り、原則、自動更新	期間満了により終了 農地は貸し手に戻る！

※無償の貸し借り（使用貸借）は自動更新なし

利用権設定申出の手続き

設定申出 … 利用権設定申出書を事務局（※西部出張所を含む）へ提出

設定時期・期間

受付期間	設定時期	貸借期間
12月1日～ 1月末	6月1日	3・6・10年間
2月1日～ 6月末	11月1日	同上
7月1日～ 9月末	2月1日	同上
10月1日～ 11月末	4月1日	同上

- ・利用権設定申出書は農業委員会ホームページからダウンロードすることができます！

利用権設定申出書 福岡市農業委員会

- ・市街化区域であるか否かは、インターネットを通じて「福岡市 Web まっぷ」の都市計画情報マップで確認することができます。

福岡市 Web まっぷ

お問い合わせ先

農業委員会事務局：Tel 733-5777 所管区域：西区（ただし玄界島を除く）を除く市内全域

// 西部出張所：Tel 806-9435 所管区域：西区全域（ただし玄界島を除く）